

仕 様 書

[番 号] 令和6年度()第 号
 [件 名] 名張市マイクロバス運行管理業務委託
 [場 所] 名張市 鴻之台1番町ほか 地内
 [金 額] 通常運行時間1時間単価 円(税抜)
 [契約期間] 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(内訳)

	区分		総予定件数	総予定時間	
令和6年度 運行予定時間	市内	総件数・時間	20	93.00	
	内訳	通常運行時間(8hまで)	16	86.00	
		延長運行時間(8h超分)	3	5.00	
		深夜運行時間	1	2.00	
	県内	総件数・時間	23	186.00	
	内訳	通常運行時間(8hまで)	14	171.00	
		延長運行時間(8h超分)	9	15.00	
		深夜運行時間	0	0.00	
	県外	総件数・時間	15	152.00	
	内訳	通常運行時間(8hまで)	10	137.00	
		延長運行時間(8h超分)	5	15.00	
		深夜運行時間	0	0.00	
			通常運行時間(8hまで)	40	394.00
			延長運行時間(8h超分)	17	35.00
		深夜運行時間	1	2.00	
		計	58	431.00	

委託業務設計金額

内容	単価	予定数量(h)	金額	備考
通常運行時間(8hまで)		394.00		
延長運行時間(8h超分)		35.00		通常単価×1.25
深夜運行時間		2.00		通常単価×1.5
小 計				
消費税及び地方消費税				10%
合 計				

特記仕様書

1. 総則

受注者は、契約書によるほか、本仕様書に基づいて業務を実施しなければならない。また、軽微な業務で名張市（以下「発注者」という。）が管理上必要と認める業務については、受注者が委託金額の範囲内で実施すること。

2. 委託業務の範囲

委託業務の範囲は次のとおりとする。ただし、法定定期点検及び自動車継続検査（車検）を除く。

- (1) 管理車両の運転に関する事項
- (2) 管理車両の始業点検、運行後整備に関する事項
- (3) 事故処理に関する事項
- (4) 前各号に付帯する業務

3. 管理車両に関すること

- (1) 管理車両及び管理車両の保管場所は、次のとおりとする。ただし、発注者の都合により、管理車両の入替を行う場合がある。また、保管場所を変更する場合がある。

	管 理 車 両
車両番号	三重 200 さ 223
車種名	三菱ローザ／29人乗り
登録年月日	平成 12 年 10 月 23 日
形式	KK-B E 6 4 E J／キャブオーバ ／ディーゼル
総排気量	5. 2 4 L
保管場所	名張市庁舎 公用車車庫
走行距離	2 2 2, 5 4 4 km (令和 5 年 1 2 月 3 1 日現在)

- (2) 管理車両の入替を行ったときは、発注者は、これを遅滞なく受注者に通知する。また、管理車両の保管場所を変更したときも同様とする。
- (3) 管理車両は、発注者自ら運行する場合がある。この場合、発注者は始業点検及び運行後整備を行うものとする。

4. 運行管理・整備に関すること

- (1) 受注者は、運行管理業務を行うに当たり、始業点検（運行前 20 分、乗車可能な状態で待機する時間を含む。）及び運行後整備（給油・洗車・清掃等 30 分、ただし雨天等天候不良時は 45 分）、を励行し、これを良好な状態に保持するものとする。
- (2) 管理車両の給油は運行後、毎回行うこと。給油、その他消耗品の補充は受注者で対応

し、これに係る経費については、発注者が負担する。

- (3) 管理車両及びこれらに付帯する物品類の修繕は、原則として発注者が行う。ただし、受注者の過失による場合の修繕については、発注者と事前協議の上で受注者が対応すること。

5. 運行業務に関すること

- (1) 運行管理業務は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間で、発注者が指定する運行日とする。
- (2) 運行日は、原則2週間前までに発注者から受注者へ連絡するものとする。
- (3) 運行時間は、始業点検及び運行後整備、運行時間内における休憩及び待機時間を含めて原則8時間までとする。
- (4) 道路事情等により運行時間が8時間を超える場合、及び発注者が業務上の必要から、8時間を超える延長運行を要請した時には、受注者はこれに応ずるものとする。
- (5) 発注者が業務上の必要から、深夜（午後10時～午前6時）における業務を要請した時は、受注者はこれに応ずるものとする。
- (6) 運行管理業務を行うに当たり、関係する法令等を遵守すること。
- (7) 安全運行及び運行管理業務に関する研修を十分に行うこと。
- (8) 車両への乗降時や車内での安全確保を図ること。
- (9) 運行に当たっては、市の職員または地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の職員が添乗するため、出発後の質疑等については添乗員と協議すること。
- (10) 運行経路は事前に発注者が指定するとおりとする。ただし、道路事情や急病人の発生等不測の事態が生じたときは、添乗員の指示に従うこと。
- (11) 受注者は、運行終了後発注者が指定する様式で運行状況を整理し、速やかに報告すること。酒気帯びの有無の確認は、安全運転管理者等の下受注者にて行い、市の記録簿への記載は不要とする。

6. 自動車保険等

- (1) 管理車両の自賠責保険及び自動車保険（運転士は補償対象外）は発注者が加入するものとし、その他必要な保険等については、受注者が加入するものとする。

なお、発注者が加入する自動車保険は次のとおり。

対人	無制限
対物	無制限
車両	時価（免責1万円）

- (2) 運行業務の実施に伴い管理車両に事故が生じた場合においては、発注者が加入する自動車保険を適用する。ただし、当該事故の原因が受注者の故意又は重大な過失によるものであると発注者が認めた場合はこの限りではない。

7. 事故報告及び管理車両の修繕

- (1) 受注者は、業務の実施に伴い事故等が生じたときは、直ちに道路交通法第72条に定める処置を行うとともに速やかに発注者に報告し、適切な事故処理を行うものとする。
- (2) 受注者は、業務の実施に伴い事故等が生じたときは、自動車保険の適用の可否にかかわらず、予め、発注者及び発注者が加入する保険会社の承諾を得たうえで、事故車両の原状回復を速やかに行うものとする。
- (3) 前項の原状回復に関して発生した費用の一切は、自動車保険の適用の可否にかかわらず、受注者がこれを負担することとし、受注者が修理業者等に対して直接支払うものとする。但し、自動車保険が適用される場合において、保険会社から修理業者等に直接支払われる部分についてはこの限りではない。
- (4) 事故車両の原状回復に要するすべての期間において、受注者は自らの責任において管理車両と同等車種の代車を用意するものとし、これに係る費用の一切は受注者が負担するものとする。但し、自動車保険が適用される場合において、保険会社からレンタカー会社等に直接支払われる部分についてはこの限りではない。

8. 車両運行者

- (1) 車両運行者は、安全輸送と旅客サービスの向上のための教育、研修を十分に受けているものを配置し、万が一の事故に際しても同等の質を持った車両運行者を補充できるような体制を整えること。
- (2) 受注者は、車両運行者を定め、運転免許証の写しを添えて、書面の提出により氏名、経歴を報告すること。
- (3) 発注者は、車両運行者が業務の遂行について適性を欠くと判断したときは、受注者に対しての別の車両運行者を要請することが出来る。

9. 運行業務に伴う費用等

運行業務に伴う有料道路、有料駐車場、その他の有料施設に要する費用は発注者の負担とする。

10. 秘密を守る義務

受注者は、当該業務で知り得た事項に関して、一切口外してはならない。

11. 委託料の算定及び支払方法

- (1) 委託料は、契約単価に運行実績時間（別紙運行実績表のとおり）を乗じた金額の合計額とする。運行実績時間は、始業点検から運行後整備までの時間とする。
- (2) 発注者が受注者に依頼する1回当たりの運行時間が4時間に満たない場合は、4時間として算定する。
- (3) 発注者が受注者に依頼する1回当たりの運行時間が4時間を超え、その後1時間に満たない運行時間が生じた場合は、15分毎（15分・30分・45分）の単位で算定

するものとし、これに満たない場合は切捨てとする。

15分毎の委託料は、次のとおり算定する。(1円未満切捨て)

15分：契約単価×0.25、30分：契約単価×0.5、

45分：契約単価×0.75

(4) 延長運行の委託料は、次のとおり算定する。

契約単価×1.25×延長運行時間(1円未満切捨て)

(5) 通常運行、延長運行にかかわらず、深夜運行の委託料は、次のとおり算定する。

契約単価×1.5×深夜運行時間(1円未満切捨て)

(6) 委託料は毎月払いとする。受注者は毎月集計した金額に消費税及び地方消費税(1円未満切捨て)を加算した金額を発注者に請求するものとし、発注者は請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

12. その他

業務遂行に当たり、本仕様書に定めのない事項の整理が必要となった場合、もしくは、緊急の事態が発生した場合には、その都度、双方誠意をもって協議し、合意に基づき実施すること。

(別紙)マイクロバス運行実績表

【月分】

番号	件名	区分	行き先	月	日	曜日	運行時間	合計時間	算定数	通常	延長	深夜	委託料合計金額				
例	市民センター 館外学習のため	県外	奈良市	4	20	月	5:45 ~ 16:30	10時間45分	時間 金額	8	2.5	0.25					
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
月分計										時間	分	時間	分	時間	分	小計	円
													消費税及び地方消費税	円			
													合計	円			

運行時間は、始業点検から運行後整備までの時間とし、運行時間内における休憩及び待機時間を含みます。

委託料は、1回あたりの運行区分毎に算定します。上記時間に1時間あたりの委託料(右記)を乗じ、1円未満は切捨てとし、小計に消費税及び地方消費税を加えた金額となります。

運行区分	通常時間	延長時間	深夜時間
委託料(1時間あたり)	(6:00~22:00)	8時間を超える部分	(22:00~6:00)
	円	円	円

<運行時間計算方法>

- ・4時間未満の業務は4時間として計算します。
- ・4時間を超えて、その後1時間に満たない時間については、15分区切りとなります。(例:運行時間 4時間20分 → 4時間15分(4.25))
15分:契約単価×0.25 30分:契約単価×0.5 45分:契約単価×0.75
- ・8時間を超える運行時間については、延長となります。(例:運行時間 9時間50分 → 延長 1時間45分(1.75))
- ・22:00~6:00までは深夜時間となります。(例: 19:00~24:00 → 深夜時間 2時間(2.0))
- ・延長と深夜が重複する場合は、下記を参考に計算してください。

(例)

延長時間と深夜時間の時間帯が重複する場合は、深夜時間が優先となります。

- ①運行時間 14:00~23:50 → 深夜時間 1時間50分(1.45)
- ②運行時間 12:00~23:50 → 深夜時間 1時間50分(1.45)、延長 2時間(2.0)

延長時間と深夜時間の時間帯が重複しない場合は、双方記入します。

運行時間 3:00~16:50 → 深夜時間 3時間(3.0)、延長 2時間50分(2.45)